



平成15年(2003年)
3/20
第1008号

発行：小平市
編集：都市整備部
公園緑地課
〒187-8701
小平市小川町二丁目
1333番地
☎042 (341)
1211 (代表)



市制施行40周年記念事業
用水路特集号

春の小川の創生により

用水路に水と緑の

やすらぎ景観を残しましょう

地方分権一括法により、市内を流れる用水路の所有権が平成16年度までに国から市に譲与されます。市では、平成7年3月に策定された小平市用水路活用計画および平成13年4月に施行された小平市用水路条例により、用水路の活用・整備・維持管理を行っていきます。

小平市用水路活用計画策定の経過

小平の用水路は、約350年前、開拓住民の生活用水を確保するため、玉川上水からの分水によって造られました。

長い間、地域住民の生活に密接な関わりのある財産として守られてきましたが、小平の発展とともに用水路は変ぼうしてきました。

特に昭和40年以降は、淀橋浄水場の活動停止により、流水のない用水路が増えたこと、生活排水の流入などによる荒廃から、地域住民の関心や愛着も薄れるようになりました。

その後、平成7年3月に市は、「小平市用水路活用計画」を策定し、市内約55kmの用水路活用の基本的考え方を示して、用水路に清流を戻しつつ、「水と緑のやすらぎ景観」のある自然保護を考慮した整備を進めてきました。

平成13年4月には「小平市用水路活用計画」の趣旨を尊重した「小平市用水路条例」が施行され、具体的な管理・活用の細目が定められました。

さらに、いわゆる地方分権一括法により、平成13年度から4年間で、国有地であった用水路敷地が、市に譲与され、用水路の全般的な財産管理・行政管理・機能管理を市が行うことになりました。

小平市用水路活用計画の基本的考え方

歴史的文化遺産としての用水路の役割を見直しながら、環境資源として整備活用するため、基本的考え方を決めました。

1. 地域住民と用水路の関わりを豊かにし、公共の財産として次の世代に継承する
2. 水と緑のネットワークを形成する
3. 用水路の本来の姿を保全・再生する
4. 地域の特性を生かす

「春の小川の創生」とは

春の小川の創生とは、用水路整備をイメージした言葉で、草木が芽吹き自然を形成していく春の用水路の情景が、水生生物にやさしく、人に「余裕」「やすらぎ」「うるおい」「ふれあい」を与えてくれる用水路整備のイメージと重なっているところから表現したものです。

かつて、子どもたちがタンポポなどの花の咲いた用水路の土手で、よもぎ摘みをしたり、はだしになってザリガニやメダカを捕まえたりして遊んだ、「水が見えて」「水に近づき」「水で楽しむ」ことができる景観を整備していきます。



春の「彫刻の谷緑道」



夏の「木もれ日の径」

年度別譲与地域

| 譲与日 | 譲与地域 |
|-------------------|--|
| 平成13年 4月1日譲与 | 中島町 |
| 平成14年 4月1日譲与 | たかの台・小川町一丁目・回田町・御幸町 鈴木町全域・天神町全域・大沼町全域 |
| 平成15年 4月1日譲与予定 | 小川町二丁目・上水本町全域・喜平町全域 津田町全域・学園西町全域・仲町・美園町全域 |
| 平成16年 4月1日譲与予定 | 小川東町全域・小川西町全域・栄町全域 上水南町全域・花小金井南町全域・花小金井全域 |